

## 日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年10月1日（火）16：30～17：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出 席 者：岩月会長、原口副会長、長津常務理事

### 内容・提出資料：

#### 1. 警視庁 児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書締結式

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本日午前中、警視庁本部庁舎にて、警視庁、東京都薬剤師会、くすりの適正使用協議会、本会は、「児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書」を締結した。

薬物乱用防止のために都道府県薬剤師会と警察が覚書を締結するのは恐らく初めての試みである。覚書では、医薬品の過剰摂取の対策を見据えた薬物乱用防止活動のため、警視庁と東京都薬剤師会等が情報共有及び連携し、東京都内の学校での薬物乱用防止教室の実施や、薬局等での適正販売や啓発の取り組みの推進を目指している。

本会が今回の締結に加わった意義は、こうした取り組みを全国に普及・拡大してほしいという期待の表れだと理解している。

また、「オーバードーズ」という言葉が報道でもよく使われるが、子供たちに「かっこいい」印象を持たせるように感じる。警視庁は「過剰摂取」としていることから、今後は言葉の使い方も考えていく必要があると感じた。

#### 2. 「薬と健康の週間」に関連した広報活動について（情報提供）

（令和6年9月11日 日薬総発第14号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では例年、「薬と健康の週間」に関する活動の一環として、毎日新聞全国版、WEB ニュースサイト「毎日新聞」にPR記事を掲載しており、今年度も10月17日より薬剤師職能や薬局機能に関する国民向け広報を行っている。ニュースサイトでは、記事閲覧者が本会ホームページの関連コンテンツ（「かかりつけ薬剤師・薬局」特設ウェブサイト等）へのアクセスを誘導する広報も実施する。

なお、これらの記事は本会ホームページの「メディア掲載情報」にも掲載する予定である。

#### 3. 電子処方箋のさらなる普及に向けての情報提供について

（令和6年9月20日 日薬情発第102号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和6年9月11日に開催された第3回電子処方箋推進会議では、電子処方箋のさらなる普及に向けた多くの議論が行われた。

当日の会議資料によれば、薬局の電子処方箋システム導入は26,661施設（導入率44.6%）であり、病院153施設（同1.9%）、医科診療所3,645施設（同4.5%）、歯科診療所施設150（同0.3%）に比して進んでおり、会議においても一定の評価があったと認識している。

電子処方箋の普及は、より迅速な情報の共有化が行われることを意味し、薬局が患者の医療安全により一層寄与することから、本会としても継続的な取り組みが必要と考えている。そこで、電子処方箋の普及のための直近の取り組みとして、1. 調剤結果登録の推進、2.

地域における円滑な電子処方箋の運用の推進、3. 患者への電子処方箋に関する適切な情報提供の推進について、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

#### 4. デジタル薬剤師資格証の既存ユーザー向け発行について

(令和6年9月20日 日薬情発第103号)

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会では、現在発行している薬剤師資格証(ICカード)の券面提示を代替する機能を有する「デジタル薬剤師資格証」のサービスを稼働しており、今秋、マイナポータルを経由したHPKI電子証明書の新規申請(以下、「マイナポ申請」)を日本薬剤師会認証局でも開始する予定である。マイナポ申請の申請者にはセカンド電子証明書のみが発行され、ICカード型の薬剤師資格証に代わりデジタル薬剤師資格証が発行される。

これに先立ち、2024年10月中旬より、既に薬剤師資格証(ICカード)をお持ちの方にもデジタル薬剤師資格証の発行を開始する。デジタル薬剤師資格証が発行されると、申請時に登録したメールアドレスに、デジタル薬剤師資格証のログインURLと、初回認証手順や機能紹介を掲載したユーザーズマニュアルの案内を送る予定である。

現時点で、既に薬剤師資格証を保有している8万人弱の薬剤師が対象となるため、数千人単位で複数回に分け順次発行を進める予定である。各回の発行対象者、時期については、10月初め頃より順次、日本薬剤師会認証局ホームページトップに掲載予定である。これらのことについて、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

#### 5. 第57回日本薬剤師会学術大会の参加登録数及びポスター優秀賞選考結果について

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

第57回学術大会(令和6年9月22日・23日、埼玉県さいたま市)をハイブリッド形式で開催した。参加登録数は全体で8,101名(学生数は精査中)、うちWEB参加が1,144名であった。会員発表は、口頭発表が137題、ポスター発表が330題であった。

また、第48回大会より創設した「ポスター優秀賞」については、最優秀賞1題、優秀賞5題を選考し、本会ホームページにて発表した。

#### 6. 令和6年度医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について(お願い)

(令和6年9月27日 日薬業発第234号)

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本年度も医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認する目的で、会員の従事する薬局・店舗において自己点検を実施するため、都道府県薬剤師会を通じて会員に依頼したところである。会員は自己点検表に基づき点検・記入を行い、都道府県薬剤師会に報告、都道府県薬剤師会は点検結果を集計の上、11月29日(金)までに本会宛て報告する流れとなっている。

本年度の自己点検は、昨年度調査において、「濫用等のおそれのある医薬品の複数購入」への対応が不十分であることや、専門家への相談を行わずに購入しようとした際の店舗の対応状況について不適切な対応が一定数確認されたほか、前年に引き続き一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キット販売時の情報提供が不十分であったことから、一般用検査薬の販売に係る内容を点検表に含め、総合的に点検するものとし、該当するOTC医薬品の備蓄がない

場合であっても、遵守すべき体制を理解したことを確認するものとした。

## 7. 緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業<sup>(註)</sup>について

(注) 緊急避妊薬については、厚生労働省「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において、医療用医薬品から要指導・一般用医薬品へ転用する際の課題点及び対応策が検討され、対応策の選択・採否にあたり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましいとされたことを踏まえ、厚生労働省（医薬局医薬品審査管理課）が、一定の要件を満たす特定の薬局に限定し、試行的に女性へ緊急避妊薬（処方箋医薬品）の販売を行う調査事業を、公益社団法人日本薬剤師会に委託し、モデル的調査研究として、令和5年11月から実施しているもの。

長津常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会は昨年度に引き続き標記事業を実施しているが、このほど研究計画を変更し、新しい計画に基づいた研究を9月25日より開始した。計画の主な変更点は、薬局での販売時資料のうち、チェックリストの「妊娠の可能性」の確認項目を改良したこと、またその確認をより適切に実施できるよう、安全性が高く販売できるよう、薬剤師に追加的研修を受講いただいたことである。これらは本事業の中間報告にある、販売可否の判断に関わる課題への対応である。

中間報告の中で、緊急避妊薬の服用希望者に対する販売可否判断については、解析対象とした1,982件（2023年11月28日～2024年1月31日販売分）のうち、92.6%（1,836件）が「販売可」とされていた。「販売可とするが受診は必要」は6.0%で、その主な理由は避妊指導の必要性、性感染症の可能性などであった。また、「販売不可」は1.4%であり、購入せずに産婦人科受診を選択したケース、服用の必要性がないことが判明したケース等が含まれていた。緊急避妊薬の販売において、薬剤師が産婦人科医につなぐ等の連携は重要であると考えられた。

また、これまでの協力薬局を基本としつつ、より幅広くデータを収集する観点等から、その数を増やした。薬局、産婦人科医ごとに1モデルとして実施しているが、昨年度の50モデル145薬局から85モデル約340薬局（一部調整中）となっている。1モデルあたりの薬局数は2～6軒、連携産婦人科医は1医療機関。モデル数自体を増加させるパターンと、1モデル内で協力薬局を増やすパターンがあり、都道府県によっては両パターンを併用したところもある。都道府県ごとのモデル数は、地域の事情に応じて1～5モデルとなっている。変更した研究計画での調査事業実施にあたっては、各モデルにおいて連携産婦人科医との連携体制を再確認したうえで進めている。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業について〉

記者：新しい計画での開始が遅れた理由についてはいかがか。

長津常務理事：当初は6月から新たな計画に基づいて開始する予定だったが、中間報告を受けての課題の整理とその対応を十分に行うため、今般のスケジュールとなった。

記者：チェックリストは具体的にどのように改良されたか。

長津常務理事：当該医薬品は妊婦に禁忌であり、妊娠している方が緊急避妊薬を服用するこ

とが無いよう、薬剤師は販売する時点で妊娠の可能性について十分に確認する必要がある。薬剤師の確認の精度が上がるよう、また購入者にわかりやすく説明できるよう、細かく整理してチェックリストを改良した。

〈選定療養について〉

記者：今月から選定療養が始まったが、現在の所感、今後の見通し等いかがか。

岩月会長：患者に選定療養の趣旨や目的をご理解いただけるよう、きちんと説明することが我々の仕事であり、ご説明の時間を確保する必要がある。固い意志を持って、対象となる医薬品を希望される方も多いのではないか。故に、特別の料金が発生することによって、後発医薬品へと切り替えが進むかどうかは不透明である。少し時間をおいて影響を見る必要がある。薬局の業務負担等、現場の状況について情報収集しながら、必要な対応を検討していく予定である。

〈濫用等のおそれのある医薬品の販売について〉

記者：濫用等のおそれのある医薬品について、販売する上で専門家を常駐させる議論があるが受け止めはいかがか。

岩月会長：専門家がいるのが前提。濫用等のおそれのある医薬品に限らず、不在であれば販売はできない。購入者の安全を第一に、適切に販売するのが我々の仕事である。

次回の定例記者会見は、令和6年10月15日（火）16：30～を予定。